

福県医発第1666号(地)
平成20年11月 7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

自己血糖測定器における測定範囲を超えた場合の表示等に係る
自主点検等について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬食品局安全対策課並びに医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室より日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありましたのでお知らせいたします。

本件は、今般、自己検査用グルコース測定器(旧薬事法下の製品、及び当該製品を含む有するセット製品を含む。以下「自己血糖測定器」という。)を使用して測定範囲を大きく上回る1,000mg/dlを超える血糖を測定したところ、取扱説明書上では「HI」と表示されると記載されていたが、実際には「Err」と表示されることが判明した事例が報告されたものです。

自己血糖測定器で表示される内容は、血糖管理等において重要な情報であるため、製造販売業者に対して、自己血糖測定器について、自主点検、必要に応じた添付文書の改訂、医療機関及び患者への注意喚起の実施等の指示がだされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

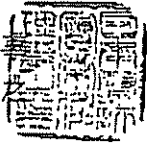
医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉



(医安 60) F
平成 20 年 11 月 4 日

都道府県医師会
医療安全担当理事殿

日本医師会常任理事
木下 勝



自己血糖測定器における測定範囲を超えた場合の表示等に係る
自主点検等について

今般、厚生労働省医薬食品局安全対策課ならびに厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室より別添の通り各製造販売業者の代表者ならびに各都道府県衛生主管部（局）長宛通知した旨、本会宛連絡がありました。つきましては、下記の点について、貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。

記

「自己検査用グルコース測定器」（旧薬事法下の製品、及び当該製品を含有するセット製品を含む。以下「自己血糖測定器」という。）を使用して、測定範囲を大きく上回る 1,000mg/dL を超える血糖を測定したところ、取扱説明書上では「HI」と表示されると記載されていたが、実際には「Err」と表示される事例が報告された。このため、自己血糖測定器について、自主点検、必要に応じた添付文書の改訂、医療機関及び患者への注意喚起の実施等の指示が、各製造販売業者あて出されたところである。

以上



事 務 連 絡
平成20年10月31日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

厚生労働省医薬食品局審査管理課
医療機器審査管理室

自己血糖測定器における測定範囲を超えた場合の表示等に係る
自主点検等について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知したので、
お知らせします。

薬食安発第1031002号

薬食機発第1031002号

平成20年10月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

厚生労働省医薬食品局審査管理課

医療機器審査管理室長

自己血糖測定器における測定範囲を超えた場合の表示等に係る
自主点検等について

今般、自己検査用グルコース測定器（旧薬亭法下の製品、及び当該製品を含有するセット製品を含む。以下「自己血糖測定器」という。）を使用して測定範囲を大きく上回る1,000 mg/dLを超える血糖を測定したところ、取扱説明書上では「HI」と表示されると記載されていたが、実際には「Err」と表示されることが判明した事例が報告されたところです。

自己血糖測定器で表示される内容は、血糖管理等において重要な情報であるため、自己血糖測定器について、下記の自主点検等を行うとともに、必要な場合には、添付文書等の情報提供資料の改訂等を行い、医療機関及び患者に対して注意喚起を実施するよう貴管下製造販売業者に対して、御指導方お願いします。

なお、別紙のとおり、各製造販売業者に対しては、既に通知済みである旨、申し添えます。

記

- 1 自己血糖測定器の添付文書及び取扱説明書に、「測定可能な血糖値の範囲」及び

「測定可能範囲を上回る又は下回る場合に表示される内容」について記載されているかを確認すること。

- 2 測定可能範囲を大きく上回る又は下回る血糖を測定する場合、実際に自己血糖測定器に表示される内容について、添付文書及び取扱説明書における記載内容と齟齬がないかを確認すること。
- 3 上記1及び2の結果を本年11月14日（通知発出の2週間後）までに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）安全部医療機器安全課あて報告すること。
上記1に示す事項の記載がない場合又は上記2に示す齟齬がある場合は、速やかに添付文書及び取扱説明書に「測定可能な血糖値の範囲」及び「測定可能範囲を上回る又は下回る場合に表示される内容」（大きく上回る又は下回る場合を含む。）を記載するとともに、医療機関及び患者に対して速やかに情報提供を行い、注意喚起をすること。
- 4 承認申請中の自己血糖測定器についても、当該申請者は、同様の自主点検を行う旨を総合機構に申し出ること。
- 5 治験を実施中の自己血糖測定器についても、治験依頼者は、必要に応じ、実施医療機関に対して速やかに情報提供を行い、注意喚起をすること。

【別紙】

薬食安発第1031001号

薬食機発第1031001号

平成20年10月31日

(別記に示す各製造販売業者の代表者) 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

厚生労働省医薬食品局審査管理課

医療機器審査管理室長

自己血糖測定器における測定範囲を超えた場合の表示等に係る
自主点検等について

今般、自己検査用グルコース測定器（旧薬事法下の製品、及び当該製品を含有するセット製品を含む。以下「自己血糖測定器」という。）を使用して測定範囲を大きく上回る1,000 mg/dLを超える血糖を測定したところ、取扱説明書上では「HI」と表示されると記載されていたが、実際には「Err」と表示されることが判明した事例が報告されたところです。

自己血糖測定器で表示される内容は、血糖管理等において重要な情報であるため、貴社が製造販売する自己血糖測定器について、下記の自主点検等を行うとともに、必要な場合には、添付文書等の情報提供資料の改訂等を行い、医療機関及び患者に対して注意喚起を実施するようお願いします。

記

- 1 自己血糖測定器の添付文書及び取扱説明書に、「測定可能な血糖値の範囲」及び「測定可能範囲を上回る又は下回る場合に表示される内容」について記載されているかを確認すること。

- 2 測定可能範囲を大きく上回る又は下回る血糖を測定する場合、実際に自己血糖測定器に表示される内容について、添付文書及び取扱説明書における記載内容と齟齬がないかを確認すること。
- 3 上記1及び2の結果を本年11月14日（通知発出の2週間後）までに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）安全部医療機器安全課あて報告すること。

上記1に示す事項の記載がない場合又は上記2に示す齟齬がある場合は、速やかに添付文書及び取扱説明書に「測定可能な血糖値の範囲」及び「測定可能範囲を上回る又は下回る場合に表示される内容」（大きく上回る又は下回る場合を含む。）を記載するとともに、医療機関及び患者に対して速やかに情報提供を行い、注意喚起をすること。
- 4 承認申請中の自己血糖測定器についても、当該申請者は、同様の自主点検を行う旨を総合機構に申し出ること。
- 5 治験を実施中の自己血糖測定器についても、治験依頼者は、必要に応じ、実施医療機関に対して速やかに情報提供を行い、注意喚起をすること。

(別記)

株式会社アークレイファクトリー

アボット ジャパン株式会社

グンゼ株式会社

ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社

テルモ株式会社

ニプロ株式会社

バイエル薬品株式会社

パナソニック四国エレクトロニクス株式会社

ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社